

審査申立書

平成28年（2016年）4月13日

福島検察審査会 御中

申立人代理人

（資格） 委任

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日比谷ビル16階

さくら共同法律事務所

（電話） 03-5511-4400

弁護士 河合 弘之

弁護士 甫守 一樹

弁護士 大河 陽子

（資格） 委任

〒112-0012 東京都文京区大塚5-6-15 ワイビル401

新大塚いずみ律事務所

（電話） 03-5978-3704

弁護士 保田 行雄

（資格） 委任

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

（電話） 03-3341-3133

弁護士 海渡 雄一

申し立ての趣旨

申立人らは、福島第一原子力発電所事故後の、放射性物質を含む汚染水漏れに関して、東京電力元会長勝俣恒久ら7名と法人としての東京電力株式会社（別紙被疑者目録1ないし8）を人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律3条1項違反の被疑事実に基づいて、起訴するように申し立てる。

申立人

（資格） 告発人

（住居） 福島県田村郡三春町

（職業） 無職

（氏名） 武藤 類子

その他の申立人は別紙のとおり

罪名

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律3条1項違反

不起訴年月日

平成28年3月29日

不起訴処分をした検察官

福島地方検察庁検察官検事 吉武 斉彦

被疑者

別紙被疑者（個人）目録のとおり

（嫌疑不十分とされた西澤，広瀬，相澤，小森，勝俣，清水，武藤）

被疑者会社

本店所在地 東京都千代田区内幸町1-1-3
営業の目的 発電ならびに配電事業その他
商号 東京電力株式会社（当時。平成28年4月1日より東京電力ホールディングス株式会社）
代表取締役 広瀬 直己

被疑事実の要旨

第1 被疑者西澤，広瀬，相澤，小森と法人東京電力株式会社（当時。以下，「東京電力」という）は，東京電力の業務に関し，本件フランジ型タンクから汚染水を溶接型タンクに移し替え，周辺の堰の排水弁を閉止し，本件タンクから汚染水が漏えいした場合に漏えいを早期に検知して防止する業務上の注意義務があるのにこれを怠り，これらの措置を講じなかった過失により，平成26年（2014年）7月頃から，本件タンク内の汚染水（RO濃縮塩水）約300トンを漏えいさせて海に流出させ，もって業務上必要な注意を怠り，事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し，公衆の生命又は身体に危険を生じさせた。

第2 被疑者勝俣，清水，西澤，広瀬，武藤，相澤と法人東京電力株式会社は，東京電力の業務に関し，原子炉施設を囲む陸側遮水壁を設置する業務上の注意義務があるのにこれを怠り，平成平成23年（2011年）6月17日，その設置を中長期的対策として先送りにし，その後約2年間にわたって放置した等の過失により，不明の時期から現在までの間，原子炉施設から汚染水（滞留水）を漏えいさせて一日当たり300～400トンを海洋に流出させ，もって業務上必要な注意を怠り，事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し，公衆の生命又は身体に危険を生じさせた。

不起訴処分を不当とし，起訴を相当とする理由

別紙のとおり

目次

審査申立書	1
第1 申立人らが告発した事実	2
第2 告訴団の活動	4
第3 検察官による不起訴処分結果	4
1 処分結果	4
2 検察官の認めている漏洩の事実	5
第4 告発事実第一（タンクからの漏洩）についての検察官の処分理由と反論	5
1 排出と危険の発生について	6
2 事業活動に伴う排出といえるか	6
3 過失の成否について	7
第5 告発事実第2（遮水壁の未設置）についての検察官の処分理由と反論	9
1 排出について	9
2 事業活動に伴う排出について	10
3 陸側遮水壁の設置について	10
4 結果予見可能性と回避の可能性	11
第6 汚染水の漏洩の継続が福島の人々を苦しめている。	12
1 2013年8月の汚染水流出発覚時の県民の怒り	12
2 東京電力による汚染水濃度の過小評価	13
3 相次ぐタンクからの漏えい	13
4 海側遮水壁が閉じられたのは2015年10月	14
第7 タンクからの高濃度汚染水漏れについての被疑者らの過失を裏付ける事実	15
1 汚染水漏洩と原因調査	15
2 建設段階からずさんさは指摘されていた	16
3 一度しか測量がなされていなかった	17

4	規制庁による監視強化の指導にも十分な対応できず.....	20
5	タンク周りに設けられていた堰の栓がすべて開放されていた.....	21
6	タンク基礎の亀裂から地下に浸透した可能性.....	22
7	結論.....	22
第8	地下水の建屋への浸透による汚染水の海への流出について.....	22
1	地下水を介した汚染の拡大.....	22
2	平成23年(2011年)6月に政府による遮蔽壁設置検討の指示を東京電力は株価下落懸念を理由に拒否していた.....	24
3	東京電力のあきれたのんびり計画.....	25
4	東京電力による対策が遅れに遅れた理由.....	25
5	結論.....	26
第9	タンクからの漏洩と地下水による汚染拡大は公害罪法3条違反の犯罪である。.....	27
1	環境基本法13条.....	27
2	「事業活動に伴って排出」(公害罪法3条)といえるか。.....	28
第10	公訴時効.....	29
第11	結論.....	30
第12	立証方法(甲号証).....	31

不起訴処分を不当とし、起訴を相当とする理由

第1 申立人らが告発した事実

申立人らは、平成25年(2013年)9月に、被疑者被告発人らの下記所為は、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(以下、「公害罪法」という)3条1項に該当すると思料し、被疑者らを含む被告発人らの厳重な処罰を求めるため、告

発を行った。その告発事実は次のとおりであった。

「被告発人東京電力株式会社は、福島県双葉町において福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という）を設置し、原子力発電の事業を営んでいた者であり、平成23年（2011年）3月11日同原子力発電所の全電源喪失から炉心溶融事故を引きおこし、その後継続して同原発の炉心冷却を継続して放射性物質のさらなる放出を防止する業務を電気事業の一環として遂行し、被告発人らは平成23年（2011年）3月11日以降、今日まで同社の取締役として、事故を起こした福島第一原発の事故対策、事故収束業務、汚染水管理の業務に従事してきた者らであるが、

告発事実1

（1） 人の健康に有害な放射性物質を大量に含んだ汚染水を貯蔵するために設置した応急仮設タンクからの汚染水漏洩を防ぐため、応急仮設タンクを早期に通常の強度と安全性を備えたタンクに切り替え、またタンク周りに設置された堰に設けられた排水弁を開放したままにすることなく、止栓して、仮にタンクからの流入が起きても、海洋への流出を防ぎ、さらにタンクからの漏洩が起きていないかを確実に検知し、速やかに漏洩防止の措置をとるなどの善管注意義務を負っていたにもかかわらず、これらの注意義務をことごとく怠り、平成25年（2013年）7月までに、タンクに損傷を引きおこし、汚染水のタンクからの約300トンの汚染水の漏洩に引き続いて海洋環境への漏洩を引きおこし、また、これを速やかに検知して漏出を早期に食い止めることができず、事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を大量に排出した、

告発事実2

（2） 福島第一原発の原子炉建屋地下には山側から海方向に毎日約1000トンの地下水の流れがあり、これを迂回させて海に排出する確実な経路を確保しなければ、早晚地下水が建屋地下に流入し、炉心溶融により建屋地下に貯留している放射性物質と接触し、放射性物質に汚染された状態となって海に排出される事態となることを認識しながら、平成23年（2011年）6月17日政府から検討を求めら

れた原子炉施設を囲む遮水壁の設置について、経営破綻を危惧して中長期的対策として問題を先送りにし、その後約2年間にわたり、抜本的対策を講ずることなく放置し、また危機的な状況を政府規制担当者らに説明しなかったため、日付不明の時期から今日に至るまで、毎日300ないし400トンの、東京電力が認めているだけで、平成23年（2011年）5月以降、海洋に流出したセシウム137は20兆ベクレル、ストロンチウムは10兆ベクレルに上る人の健康に有害な放射性物質を大量に含んだ汚染水の海洋への排出を引きおこし、事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出した、ものである。」

第2 告訴団の活動

告訴団の活動は2012年に開始された。

これまでに東京電力の役員3名の強制起訴を実現した。このような取り組みは、福島原発事故によってかけがえのないふるさとを放射能による汚染によって奪われた福島県民をはじめとする原発事故被災者の「これほど重大な事故が発生しながら、誰も責任を問われないのはおかしい」という、多くの市民からの声に支えられ、二度に及ぶ起訴すべきという議決（いずれも検察審査会における8名以上の賛成が必要である）によって、本年2月29日東京電力の元会長の被疑者勝俣と、元副社長の被疑者武藤と被疑者武黒の起訴が行われた。まもなく公判が開かれようとしている。

第3 検察官による不起訴処分結果

1 処分結果

本件で、私たちが問うているのは、事故後の東京電力福島第一原発事故からの汚染水漏洩が、公害罪法3条違反にあたるという点である。

検察官による処分結果は、次のとおりである。

- (1) 告発事実第1については被告発人西澤，同広瀬，同相澤，同小森，同東京電力を不起訴処分（嫌疑不十分）とし，他の被告発人は不起訴処分（嫌疑なし）とした。
- (2) 告発事実第2については，被告発人勝俣，同清水，同西澤，同広瀬，武藤，同相澤，同東京電力を不起訴処分（嫌疑不十分）とし，他の被告発人は不起訴処分（嫌疑なし）とした。

2 検察官の認めている漏洩の事実

検察官は，処分理由の骨子において，「福島第一原発沖への放射性物質の流出 海水の放射性物質濃度の上昇が見られるなど，確実に流出したと認められる事象」として，次の事実を認定している。

- a) 平成23年3月の原発事故で飛散した放射性物質の降下（セシウム137を指標とした試算によると，原発事故以降の海洋流入量の約80%）
- b) 平成23年4月から5月のピットからの高濃度汚染水流出（同約20%）
- c) 同年4月の東京電力による集中廃棄物処理建屋の低濃度汚染水約1万トンの放出
- d) 同年12月に蒸発濃縮装置からRO濃縮塩水が漏えいし最大約150リットルが排水路経由で海に流出した事故
- e) 流出源は不明であるものの港湾等への放射性物質の継続的流出（同上約0.6%。本件で排出があったとすればこれに含まれる。）

第4 告発事実第一（タンクからの漏洩）についての検察官の処分理由と反論

検察官は不起訴処分の際に，その理由について報道機関と告発代理人に対して「東京電力福島第一原発の汚染水に係る公害罪法違反告発事件の処理について」を交付し，公表した（甲34）。これは正式な不起訴理由を極めて簡略に記したものである。

また，検察官は，告発人に対して，説明会を開催し，不起訴理由を説明した。以下にこれを紹介し，まず，簡単に反論する。詳細な反論は第5以下に展開した。

1 排出と危険の発生について

検察官は、放射性物質を事業場の構内から海に出すことが排出であるとし、タンクから漏れた漏洩水は、地下水が海に達するのは時間がかかり、また、排水路経由で流出した可能性は否定できないとしつつ、立証が困難とした。厳格な立証を要求することで、東電とその役員を免罪している。

また、危険の発生について、「不特定かつ多数の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある状態を作出したこと」の立証が必要として、排水路ルートにおける排出量からの立証は排出量が不明で、放射性物質濃度の上昇データがなく、他の推計も困難だとした。

福島県沖の海水や海産物中の放射性物質は、本件と事故時のものが原因か特定できないとした。これは驚くべき論理である。もし、こんな論理を認めると、事故で大量の放射能を漏らしたあとなら、どれだけ放射能を漏洩させても、公害罪は絶対に成立しないということになる。事故を起こしてあらかじめ汚染させれば、あとはどれだけ放射性物質をまき散らしても罪には問われないと検察官は述べていることになる。まさに、福島県民を馬鹿にした暴論である。

2 事業活動に伴う排出といえるか

また、検察官は、「事業活動に伴う排出：要件」について、「工場又は事業場における事業活動の一環として行われる廃棄物その他の物質の排出の過程で、人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に何人にも管理されない状態において出すこと」をいい（最高裁判所昭和62年9月22日判決）、①有害物質を事業活動と言える活動中に排出したことだけではなく、②その排出が起きた時点で行われていた活動自体が排気排水等の「排出の過程」であることを要する。とした上で、東京電力では、「平成23年6月から循環注水冷却システムを運用しており、本件タンクは、その際に生じるRO濃縮塩水を保管する汚染水貯留設備であって、RO濃縮塩水の排出は全く想定されていなかったこと」「東京電力は、同月からタンクエ

リアのパトロールを実施していたこと」等から、「本件事故時の活動は、「排出の過程」とは言えない」とした。しかし、これもひどいこじつけである。

すなわち、汚染水を保管するタンクを確実なものとして設計施工することは、放射性物質の漏洩を防ぐという、事故後の福島第一原発の唯一の正当な業務の一環としてなされた事業活動であり、その施工に問題があって放射性物質が漏洩したのであるから、その事業活動に伴う排出といえるのは当然ではないか。

3 過失の成否について

過失の成否について、検察官は、行為者において結果の発生を予見することが可能であり、予見すべきであったのに予見しなかったことと、結果の発生を回避することが可能であり、回避すべき義務があったのに回避しなかったことを充足することを要するとした。

そして、予見可能性の判断は、行為者と同じ立場にある通常人の能力を基準とした上で、行為、結果、因果関係の本質的部分が具体的に予見可能でなくてはならない、としている。

検察官は、本件事故の原因について、「漏えい箇所は本件タンク底板のフランジ部であり、フランジに取り付けるパッキンに施工不良に至らない程度の軽微なうねり（上下の波打ち）が生じていた箇所で、フランジの熱膨張・収縮の影響でボルトのトルクが低下し、漏えいしたと考えられる」としている。

そして、検察官は、考えられた回避措置として、本件タンク内にあるRO濃縮塩水の溶接型タンクへの移替え、堰の排水弁を常時閉止する運用の実施、漏えいを確実に検知する対策（水位低下で警報を発する水位計の設置、パトロール時の線量計使用の徹底、排水路放射線モニタの設置）の実施が検討の対象となるとした。

1) 溶接型タンクへの移替えについて

検察官は、溶接型タンクへの移替えについて、「微少漏えいへの対策が開始され

た平成24年1月頃に必要な広さのタンクエリア開発を決定していても、本件事故前に移替え作業を終えられたと立証することは困難であること等から、タンクの移替えの実施を結果回避義務として課すことは相当でない」としている。

しかし、溶接型のタンクにすべきであると言うことは、タンク設置当時から東電内部にもあった意見であり、事故後の一定期間の緊急時が終了したあとは、溶接型に切り替え、その直後からフランジ型のタンクは直ちに溶接型に切り替えをはじめていけば、十分間に合ったはずである。

2) 堰の排水弁の閉止について

堰の排水弁の閉止については、検察官は結果回避義務を課す余地はあるとして、次のように判断している。

「排水弁を通常時に閉止しておくこと、堰内に雨水がたまり目視での漏えい発見が困難になる弊害等は認められるが、同弊害等は限定的なものであったとの評価も可能である」とし、閉止しておくという義務を課す余地はあったとしている。過失責任を問う前提があるとしていることは重大である。

3) 漏えいを確実に検知する対策の実施について

漏えいを確実に検知する対策の実施についても、検察官は、「これらは、実施が可能で、微少漏えい発生後、比較的早期に検知し、排出量を可能な限り低減させることにより「排出」に至る危険性を除去するための有効な手段であると言える」として、結果回避義務を課す余地ありとしており、このような対策を講じなかった東電役員と東電の過失責任を、ほぼ認めているといえる。

結果の予見可能性についても、「平成24年1月及び2月に合計3件の微少漏えい（にじみ、滴下）事象が発生していたことから、当時、タンクからの微少漏えいが予見できたことは認められる」としている。

検察官は、フランジ型タンクは広く一般に使用されており、福島第一原発でも、

本件事故まで2年以上運用され、その数も本件事故当時は305基にまで増加していたなどから予見が困難としているが、前述の通り、事故後の一定期間の緊急時が終了したあとは、新設も溶接型に切り替え、その直後からフランジ型のタンクは直ちに溶接型のものに更新をはじめていれば、このような多数のフランジ型タンクを設置することにはならなかったはずで、このようなタンク設置方針そのものが、同社の過失そのものなのである。

検察官は、結果回避義務だけを切り離して検討すれば一部認める余地はあるものの、予見可能性が立証困難であることから回避義務は課し得ないとするが、このタンクは仮設タンクであり、放射性物質を長期にわたって保管できるものでないことは、作業に携わったもの全体の共通理解だった。このことは、後に詳述するとおりであり、予見可能性は十分にあった。東電と役員の過失は明らかである。

第5 告発事実第2（遮水壁の未設置）についての検察官の処分理由と反論

1 排出について

遮水壁の設置をしなかった責任を問う告発事実第2について、検察官は、「建屋周辺地下水の水位が建屋滞留水の水位よりも高い状態を保っていれば、水圧差により、地下水は建屋に流入するが、滞留水は建屋から流出しない。」との理論（水封）については、物理学的に異論はなく、東京電力は、平成23年7月以降、水封を維持」していたとし、排出の事実は立証が困難とする。

また、検察官は、「建屋周辺地下水の放射性物質濃度は、滞留水（数千万 Bq/L）と比較すると極めて低濃度で、滞留水漏えいを疑わせるだけの高濃度放射性物質は検出されていない。」として、危険の発生は立証困難とする。

しかし数千万ベクレルという放射能濃度が高すぎるのであり、これより低くとも、告示濃度を超える地下水が海に流入すれば、公害罪法違反の構成要件に該当する。

完璧な水封などされていない。東電みずから「告示濃度を超えて、流出している」としばしば公表している。会社が認めているのに、刑事責任を問えないと検察官は

述べているのである。検察官のような議論は、いま国が進めている陸側遮水（凍土）壁の構築も不要とする前提に立っているとしか考えられず、著しく不当である。

2 事業活動に伴う排出について

検察官は、「滞留水漏えいを示す証拠はなく、東京電力は滞留水漏えいを防ぐため水封を維持しているから、滞留水を封じ込めて「貯留」しているものと考えられること」「循環注水冷却システムで発生するRO淡水は原子炉に再注入して循環させ、RO濃縮塩水はタンクで貯留していたもので、滞留水排出は全く想定されていなかったこと」等が認められ、本件活動は滞留水の封込めと言えるから「排出の過程」とは言えないなどと説明する。

しかし、平成23年（2011年）の事故の直後から、地下水の流入が続けば、滞留水が海に出て行くことは不可避であり、遮水壁がなければ、滞留水を完全に封じ込めておくことはできないことは、関係者の共通理解であり、すべての前提であった。

検察官の議論の建て方は、水封さえ維持されれば、追加の対策は不要だったと言わんばかりの暴論である。

3 陸側遮水壁の設置について

また、滞留水漏えいの証拠がなく、現実の回避措置を想定することは不可能であるがとしつつも、告発人が主張する陸側遮水壁の設置について検討するとして、回避措置を講じ得る者としては、「陸側遮水壁の設置に関しては、平成23年4月頃から東京電力原子力・立地本部原子力設備管理部長を中心に検討されており、その頃から平成25年5月に汚染水処理対策委員会から設置提言を受けるまでの間、同部長らに対する指揮監督権限を有していた関係被告発人は勝俣（会長であり清水の職務を一時代行）、清水（社長）、西澤（同）、廣瀬（同）、武藤（原子力・立地本部長）、相澤（同）の6名」であると特定された。

告発事実第2の件については、この6名と法人としての東京電力の起訴を求めるものである。

4 結果予見可能性と回避の可能性

検察官は、滞留水漏えいの証拠がなく、滞留水の漏えい自体の予見可能性を論じることが困難としている。

さらに、検察官は、汚染水の海洋流出防止のためには海側遮水壁を設置すれば十分であるとし、また、陸側遮水壁の設置工事に技術的問題があったとしている。

すなわち、陸側遮水壁については、格納容器が緊急事態に陥っていたこと、土の中の配管を傷つける恐れがあったこと、核燃料の冷却が必要だったことなどの事情があり、建屋の滞留水対処については、技術的な問題点があったとしている。

しかし、まず、地下への水の流入を防ぐ措置を講じなければ、汚染水の海洋への放出は避けがたい。このことは最初からわかっていたことで、東電は完全に予見していた。だからこそ、平成23年（2011年）6月にコンクリート・スラリー壁建設のプランが立てられたのである。

また、検察官は地下の配管を傷つける可能性があることを、スラリー遮水壁の構築が困難であった理由としてあげているが、福島第一原発は原発としての機能は停止しており、土の中の配管は大半が機能を喪失していたはずである。もし必要なものがあるとしても、ごく少数のはずであり、溶融炉心の冷却を続けるために不可欠な配管がもしあれば、それだけを活かし、あるいは移設してスラリー壁を構築することは技術的に可能であった。

むしろ、この対策が実施されなかった理由は、平成23年（2011年）当初には、1000億円の追加対策費が東電の財務内容を傷つけ、債務超過に陥ることを恐れたためであり、その後においては、コンクリート・スラリー壁という在来工法では国から対策費用を支出する根拠がなく、凍土壁という、従来にない工法を採用することにより、国からの財政支出の根拠にしようとしたためである。

検察官の不起訴理由は、国を挙げて実行しようとしている陸側遮水壁の施工自体に意味がないということにつながり、暴論と言うしかない。

第6 汚染水の漏洩の継続が福島の人々を苦しめている。

1 2013年8月の汚染水流出発覚時の県民の怒り

汚染水の流出に関する経緯については、別紙の経緯を参照されたい。この別紙を一覧すれば、告示濃度を上回る漏洩が間断なく継続していたことがわかるはずである。

平成25年（2013年）8月28日には、全漁連の会長から、東京電力による汚染水管理は破綻しているという厳しい抗議がなされた。日経新聞は次のように報じている。

「険しい表情で広瀬社長を出迎えた全漁連の岸宏会長は話し合いの冒頭、『7月の（海洋への）汚染水漏水に続き、今回は貯蔵タンクからも漏れが発覚した。地元漁業関係者の失望感は極めて大きい』と不快感をあらわにし、申し入れ書を手渡した。

広瀬社長は「重ね重ね大変申し訳ない」と頭を下げ、今後の対策を説明。汚染水拡大の一因となっている地下水については、国や海外の専門家からの支援を受けて止水などの解決に当たると強調。一方、汚染水漏れが発覚した貯蔵タンクの管理・運営は現場の人員増強などにより再発防止を図るとした。

ただ岸会長は「もはや（東電の）汚染水管理は破綻した」との認識を示した上で、同日午後に菅義偉官房長官と会い、国が問題の解決策を主導するよう要請する意向も明らかにした。

汚染水問題を受け、9月以降の試験操業を中断する福島県漁業協同組合連合会の野崎哲会長は会談後、記者団に「我々は一からやり直した」と憤った。宮城県漁協の菊地伸悦会長も「今回東電が説明した対策は2年前でもできた。納得できない」と声を震わせた。」（甲3 平成25年（2013年）8月29日 日本経済新聞）

2 東京電力による汚染水濃度の過小評価

その後も、福島第一原発の高濃度放射性物質汚染水に関して、環境中への汚染水の漏えい事故が後を絶たなかった。

東京電力は、福島第一原発で放射能汚染水の濃度が過小評価していた問題で、平成26年（2014年）4月11日、原子力規制委員会の汚染水対策作業部会に補正したデータ168件を提出した。

補正したのは、平成25年（2013年）2～9月に採取した地下水や土壌及びトレンチの汚染水データである。

報道によると、2013年7月9日採取の海側井戸地下水のストロンチウム90などのベータ線放射性物質濃度は、当初1リットル当たり89万ベクレルとされていたが、補正後は1リットル当たり3900万ベクレルと40倍以上となった。

また、2013年8月発覚のタンクからの約300トンの汚染水漏れでは、当初、1リットル当たり8000万ベクレルと発表したものが、補正では1リットル当たり2億8000万ベクレルと大幅に修正された。この約300トンの漏えいは、一部が外洋に流出、国際的な事故評価尺度（INES）で8段階の下から4番目に当たる「レベル3」となっている。

次に述べる2014年2月の約100トンの汚染水漏れの1リットル当たり2億4000万ベクレルを上回っている。

3 相次ぐタンクからの漏えい

平成26年（2014年）2月13日には、海側敷地の汚染を調べるための井戸から、1リットル当たり7万6000ベクレルという地下水としてはこれまでにない高い濃度の放射性セシウムが検出された。この事実は、高濃度放射性物質汚染水による地下水の汚染が極めて深刻なレベルに達していることをあらためて

示した（甲22 2014年2月13日 東京新聞インターネット記事）。

また、2月19日には、H6エリアC1タンクからの漏えい事故があった。漏えい量は約100トンと評価され、全ベータで1リットル当たり2億4000万ベクレルの高濃度汚染水が周辺の土壌や地下水を汚染している。漏えいの原因は、タンクの弁が開け放しにされており、移送先の水位の監視も怠っていたこととされている（甲23の1 2014年2月20日 日本経済新聞夕刊、甲23の2 2月20日東京新聞夕刊、甲23の3 2月21日朝日新聞）。さらに弁操作の開放は故意の可能性を排除できないほか、配管の弁を開けたまま1年も放置するなど、東電の杜撰な危機管理が露呈したといえる（甲24の1 2月23日読売新聞、甲24の2 2月25日東京新聞、甲24の3 2月25日読売新聞）。この事件なども、東電の業務上の過失による環境汚染拡大であり、明らかな公害罪法違反である。

また、4月14日には、一時貯蔵した高濃度汚染水約203トンが、予定していた貯蔵場所とは別の場所に誤って移送されたと東京電力が発表した（甲25の1 特定原子力施設監視・評価検討委員会第一回会合資料4-2 福島第一原子力発電所 集中廃棄物処理施設焼却工作建屋留水の誤った移送について、甲26 2014年4月15日朝日新聞）。さらに、4月16日、多核種除去装置「ALPS」では約1トンの汚染水が移送先の容器からあふれた（甲27の1 4月17日 東京新聞、甲27の2 4月17日朝日新聞、甲27の3 4月17日産経新聞）。これは容器の水位の監視を怠った単純ミスによるものであったとされている。この事件なども東電の業務上の過失・初歩的なミスによる汚染拡大であり、明らかな公害罪法違反である。

4 海側遮水壁が閉じられたのは2015年10月

検察官は、「汚染水の海洋流出防止には海側遮水壁を設置すれば十分であること」としている。平成27年（2015年）10月26日以後、海側遮水壁は閉じられているが、それまでは長い間切れ目がある状態であった。これは故意に閉じなかったのである。

海側遮水壁は、毎日800トン以上にもなる地下水をブロックしている。そのため4m盤に地下水があふれかえり、そのため遮水壁が海側に傾斜し始めている。このようなことは作る前から分かっていた、そのため閉合しなかったのである。

しかし海に汚染水が流れ続けることは、地元にとって認められないことで、専用港の汚染濃度も下がらないので、閉じなければならなくなった。閉じる前に行ったのがサブドレンの稼働と4m盤の地下水汲み上げ井戸、ドレンポンドの設置であった。

ここから汲み上げる地下水は、平成27年(2015年)11月から12月にかけて、タービン建屋に戻さざるを得ないほどの高濃度汚染水になったことがある。今も高い汚染が見られる場合がある。汚染水対策は、今もうまくいっていない。むしろ、検察官が述べているような「海側遮水壁を設置して流出防止する」状態にしなかった東電が、あえて遮水壁を閉合しなかった間に大量の汚染水が海に出ており、故意の漏洩というほかない。

第7 タンクからの高濃度汚染水漏れについての被疑者らの過失を裏付ける事実

1 汚染水漏洩と原因調査

平成25年(2013年)8月20日、約300トンの高濃度汚染水が保管タンク(H4)から外洋まで流出する事故が発生していたことが明らかになった。

福島第一原発の4号機の山側にあるタンクから、高濃度の放射性物質を含む汚染水300トン余りが漏れ、一部が海につながる側溝を通じて海に流出した。

漏洩したタンクの周辺では、毎時100ミリシーベルトという極めて高い放射線が検知されており、高濃度の汚染水の漏洩を裏付けている(甲5 平成25年(2013年)8月20日付各紙報道)。

この問題は汚染水対策を検討する原子力規制委員会の作業部会で取り上げられた。この中で東京電力は水漏れにつながるものとして、タンクの鋼鉄製の板のつなぎ目の緩みや使われている部品の劣化、それに側面や底の腐食などさまざまな

可能性が指摘された。

同年 8 月 23 日には、原子力規制委員会による現地調査が実施された。

「東電のずさんな管理体制も浮かび上がった。原因が突き止められないままだと、有効な対策を打てない状況が長引く。『点検の記録が残っていない。点検がずさんだったと言わざるを得ない』。23日、汚染水漏れの現場を視察した規制委の更田（ふけた）豊志委員は東電の対応を厳しく批判した。更田氏と専門家ら計14人は汚染水漏れが発覚したタンクや、事故直後に高濃度の汚染水がたまった海側のトレンチ（坑道）などの様子を確かめた。更田氏は人手が足りないとする東電に対し『できないことは声を上げてほしい』と呼びかけた。」（甲6 平成25年（2013年）8月23日 日本経済新聞）

人手が足りないためと言い訳して、ずさんな管理により汚染水漏洩を引き起こしたことは明らかに過失であり、東京電力の無責任さを捜査当局は許すことなく、起訴すべきであった。

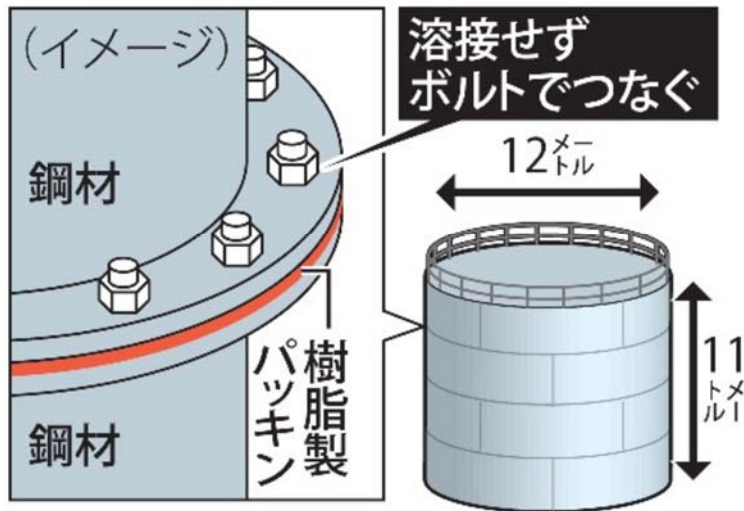
2 建設段階からずさんさは指摘されていた

毎日新聞は、漏洩の発生したタンクの設置に当たった会社の会長の証言を報じている。

「廃炉作業に参加している東電協力会社（福島県いわき市）の会長（72）は毎日新聞の取材に「タンクは工期が短く、金もなるべくかけずに作った。長期間耐えられる構造ではない」と証言した。」

「会長は「野ざらしで太陽光線が当たり、中の汚染水の温度は気温より高いはず。構造を考えれば水漏れは驚くことではなく、現場の感覚では織り込み済みの事態だ。現場の東電の技術スタッフも心配はしていた」と明かす。」とも報じている（甲9 平成25年（2013年）8月25日 毎日新聞）。

円筒型タンクの接合部分



このタンクは応急的に作られたもので、当座はこのような設備で対応するしかなかったとしても、汚染水漏れを防ぐためには早期に他の堅牢なタンクを設置して、これに汚染水を移送することが東京電力の関係者の注意義務として求められていたが、東京電力と被告発人らは、このような措置を講じていなかった。

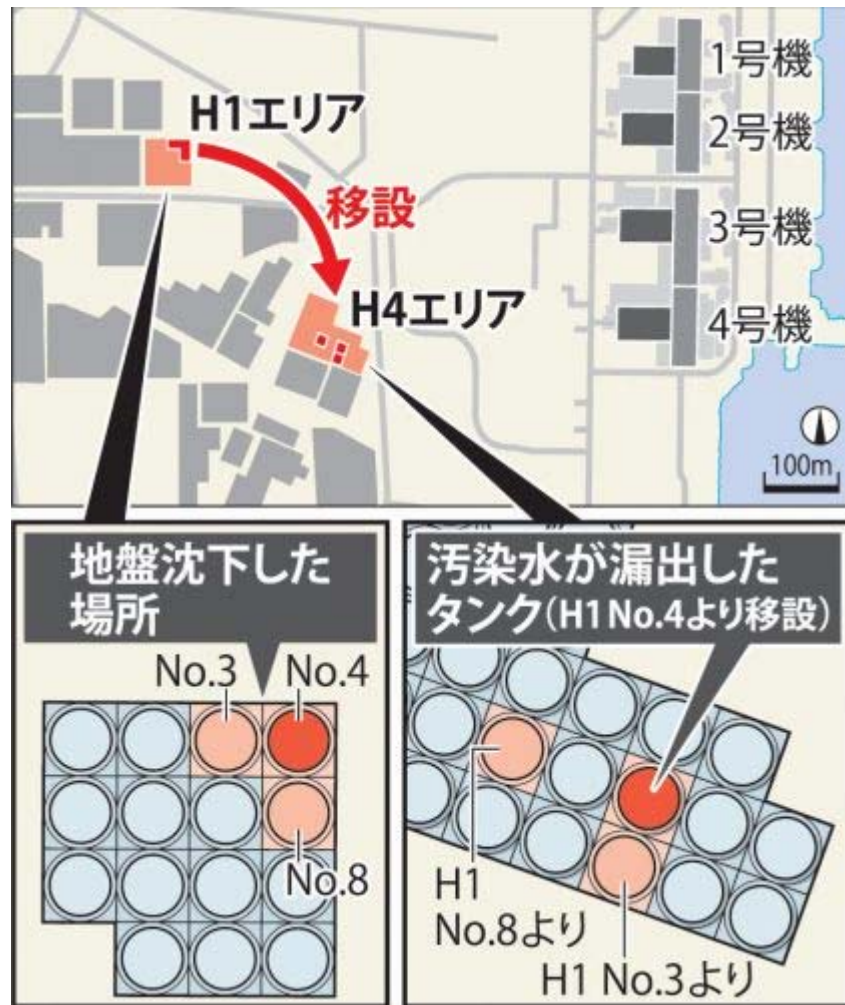
同様の欠陥を有するタンクは数多く、早くも、9月1日には他に4基のタンクからの漏洩が明らかにされた。9月2日には配管からの漏洩も発見されている。

3 一度しか測量がなされていなかった

また、タンクの設置後もきちんとした管理がなされていなかったことが明らかになった。

「東京電力福島第一原発の地上タンクから高濃度汚染水300トンが漏れた問題で、東電はすべてのタンクで設置場所の傾きなどを把握する測量を完成時に一度しか行っていなかった。」「漏れは完成後の地盤沈下でタンクの鋼材がゆがんだためとも指摘されるが、地盤沈下後も再測量をしていなかった。ずさんな汚染水管理が改めて明らかになった。」(甲10 平成25年(2013年)8月28日 毎日新聞)

と報じられている。



平成25年（2013年）9月1日付の報道では、漏洩が発生しているタンクが他に4基発見されたとされる。これらの汚染水が、基礎の亀裂から地下に流れ込み、地下水を汚染しているとすれば、地下水汚染対策として、遮水壁を原発4基を囲うように設置するだけではならず、タンク群を囲むような巨大な遮水壁を築かなければ、汚染拡大を食い止められない。



(東京電力撮影 2011年7月 タンクの基礎にひび割れが発生している。このため、タンクは移設された。)



(東京電力撮影 2011年7月 地盤沈下している)



(2013年7月 東京電力撮影 漏洩が起きたタンク内 ボルトが確認できる。)

4 規制庁による監視強化の指導にも十分な対応できず

また、東京電力が規制庁の監督にも服していなかったことが明るみになっている。すなわち、平成25年(2013年)8月29日付毎日新聞夕刊記事は、次のように報じている。

「東京電力福島第一原発の地上タンクから高濃度汚染水が漏れた問題で、原子力規制庁が東電に対し、タンクの監視体制を強化するよう約1年前から再三指導していたにもかかわらず、東電が十分な対応を取っていなかったことが分かった。東電が適切に改善していれば漏えいの拡大を防げた可能性があり、ずさんな対応が浮かび上がった。」「規制庁によると、東電は、汚染水をためるタンク約930基に異常がないか見回るため、要員9人のうち2人で1日2回のパトロールを実施。1人が2～3時間で450基以上をチェックしているが、汚染水が漏えいしてもすぐに発見できないことが懸念されている。」「現地に常駐する規制庁の保安検査官は、2012年7月から今年6月に東電に対し、パトロール体制の強

化▽監視カメラの増設▽全タンクに水位計の設置--などを10回前後、文書や口頭で指示や指導をした。」「これに対し、東電は「改善策を実施した」と規制庁に回答したが、パトロールの回数を当初の1日1回から2回に増やしただけで、人数は増やさず、規制庁の検査でタンクから漏れた汚染水の流出を防ぐせきにひびが見つかったケースもあった。また、カメラを増設したが死角が残っていた。」

「汚染水の漏えいは7月上旬ごろに始まったとみられるが、気付くのが遅れ、約300トンまで漏えいが拡大。原子力規制委員会は今年、規制庁と同様の指示を出し、東電はパトロールの要員を50人増やし、回数を1日4回にして、タンクに水位計を設置するなどの改善案を示した。東電は「規制庁の指導内容を確認できていないのでコメントできない」と話している。【鳥井真平、奥山智己】」（甲11）

このようなずさんな構造のタンクについては、先に述べたように、速やかに堅牢な構造のものに更新していく義務があったと考えるが、仮に使用を続けるとしても、監視を強化し、漏洩が発生した場合には、速やかに対処して漏洩を最小にとどめる注意義務が東京電力関係者には課せられていた。後半の考えは検察官も認めていることは前述した。

5 タンク周りに設けられていた堰の栓がすべて開放されていた

東京電力が設置したタンク群にはタンクからの汚染水が漏れた際に、これが海洋に放出されることを防ぐために堰が設けられていた。

この堰には、排水弁が設置されていたが、この排水弁がすべて開放されていた(甲12 平成25年(2013年)8月22日付東京新聞)。開放されていた理由として、雨で水がたまると液漏れが生じているかどうかが見分けられないという理由が説明されているが、堰が設けられている趣旨を、全く理解しない異常な取扱であった。

排水弁が閉じられていれば、少なくとも排水路ルートからの汚染水の海洋への放出は避けられた可能性が高く、排水弁を開放したままにしていた、東京電力と

その役員の注意義務違反は明らかである。

6 タンク基礎の亀裂から地下に浸透した可能性

なお、タンクからの漏洩がタンク基礎の亀裂から地下に浸透し、地下水に接触した可能性も否定はできない。このような汚染ルートの有無も確認する必要がある。

原子力規制委員会の有識者会合は8月21日、汚染水の一部が地下水と混じる恐れがあると指摘した（甲13 平成25年（2013年）8月22日 日本経済新聞）。

もし、この点の危惧が確認された場合、原子炉建屋の周りだけを遮水しても、汚染水の海洋への放出は食い止められないこととなる。早急な確認が求められる。

7 結論

以上のとおりであり、タンクからの汚染水漏れは、東京電力の役員と業務担当者ら被告発人らが、上記において説明した、汚染水管理のために必要な注意義務を怠ったために汚染物質をタンクから流出させ、引き続き海洋などの環境中に漏洩させたものであり、東京電力株式会社と東京電力の取締役であった被疑者らは公害罪法3条違反の罪に該当することは明らかである。

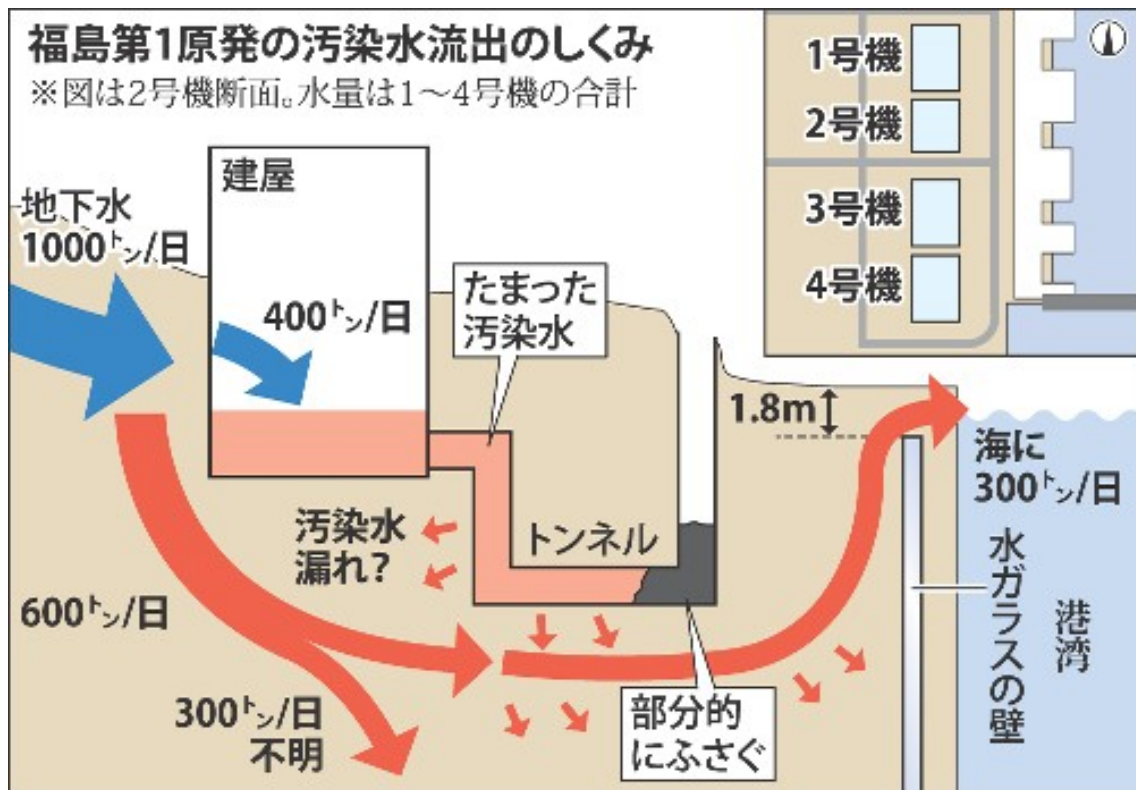
第8 地下水の建屋への浸透による汚染水の海への流出について

1 地下水を介した汚染の拡大

事故後今日まで地下水を通じて汚染水が海洋に流出し続けていたことも明らかになっている。東京電力は平成23年（2011年）5月以降、海洋に流出したセシウム137は20兆ベクレル、ストロンチウムは10兆ベクレルに上ると公表した。ストロンチウムは骨に蓄積し、白血病などのガンの原因となるとされる。

このような汚染水の発生の原因は一つではないが、冷却のための循環システムから出される汚染水とは別に、地下水が建屋内に流れ込み、放射性物質と接触し、

日々約400トンの新たな汚染水が発生し続けていることが汚染水の増加の主たる要因である。したがって、管理困難な大量の汚染水が発生している主要な要因は、地下遮水壁の構築がなされず、地下水が施設内に流入しているところにある。



(2013年8月9日毎日新聞)



(『FNN速報(9月1日)』福島第一原発。砂浜から流出する高濃度汚染水を上空から確認。)

2 平成23年(2011年)6月に政府による遮蔽壁設置検討の指示を東京電力は株価下落懸念を理由に拒否していた

このような地下水の流れは、事故以前から判明しており、福島原発事故後に、政府は、いったんは、地下遮蔽壁の構築を検討することを東京電力に指示し検討させ、東京電力は平成23年(2011年)6月13日、計画案を政府に提出した。この中で、東京電力は「これ以上海を汚染させないために、地下水の遮水について万全の対策を講じる。」「1～4号機原子炉建屋およびタービン建屋の周りに遮水壁を構築する。「遮水壁は、基本的にスラリー連壁とし、難透水層の深さまで到達させる。」と具体的な図面や計画案まで示されていた(甲16の1)。

ところが、東京電力は「対策費用は現状不確定であるものの、今後の設計次第では1000億円レベルとなる可能性もある。」「仮に1000億円レベルの更なる債務計上を余儀なくされることになれば、市場から債務超過に一步近づいた、あるいはその方向に進んでいる、との厳しい評価を受ける可能性が大きい。これは是非回避したい」として、中長期的対策として検討する方針を平成23年(2

011年)6月17日に公表し、対策を先送りし、今日まで必要な対策を怠った(甲16の2,3,4,5)。この文書を作成させ、遮水壁の設計施工を阻んだ者こそが、この汚染水漏れの最大の責任者である。同年8月30日に行われた東電本店会見において、TBSの金平氏は、これは当時副社長であった武藤栄ではないかと追求した。東京電力は、これを否定しなかった。

これに対し、日本弁護士連合会は、6月23日、政府及び東京電力に対し、工事費用負担の問題にとらわれることなく、手遅れとならないうちに地下水と海洋汚染のこれ以上の拡大を防止するため、地下バウンダリ(原子炉建屋及びタービン建屋の周りに壁を構築遮水するもの)の設置を含めた抜本的対策を速やかに計画・施行することを求める会長声明を発表している(甲14)。このような対策がとられていれば、今日の事態は避けられていたことを考えると、残念でならない。

3 東京電力のあきれたのんびり計画

この時点で、このような遮蔽壁設置の措置が講じられていれば、今日の事態は避けられたのであり、政府と東京電力が海洋汚染防止のための抜本的な措置を何ら講じてこなかったことには重大な責任がある。

東京電力は、「原子力安全改革プラン進捗報告2013年度 第一四半期」においても、地下水が汚染水となることを防止するための対策が「予定通りに実施できない、あるいは機能しない場合に備えて、凍土方式による、陸側遮水壁について、概念設計等を進め、本年12月までに技術的課題の解決状況を確認する。」などとしていた。

4 東京電力による対策が遅れに遅れた理由

平成23年(2011年)6月に対策が先送りされた経緯は、先に述べたとおりである。

平成25年(2013年)7月になって公表された政府の汚染水処理対策委員

会の議論を見ると、平成25年（2013年）4月26日の段階で、地下水の流入を遮水するためのプランを複数のゼネコンから提案させている。ここでは、粘土系遮水壁（大成建設）、凍土遮水壁（鹿島）、複数案の比較（清水建設）が提案されている。しかし、技術的蓄積のない東京電力がこのような提案の適否を適切に判断して、迅速に業務遂行ができるとは考えられないし、結果として汚染水の海洋への漏洩を防ぐことはできなかった。

汚染水の漏洩が続いていたにもかかわらず、適切な対策が講じられなかった最大の原因は、東京電力には、事故収束と汚染水対策をすすめる意思も能力も欠けていたにもかかわらず、「できない」「お手上げである」ことを明確に意思表示せず、ことあるごとに「きちんとやっています」という、誤ったメッセージを規制庁などに示し続けたことにある。

5 結論

地下水の建屋地下への流入と汚染した地下水の海洋中への放出は、東京電力の担当者ら被告発人らが、上記において説明した、地下水の管理のために必要な注意義務を怠ったために地下水の原子炉建屋内への流入、汚染した地下水の海洋など環境中に排出させたものであり、東京電力株式会社と東京電力の取締役であった被告発人らは公害罪法3条違反の罪に該当する。

このような事態を引き起こした直接的な原因が、自社の経理的信用悪化を懸念して、遮水壁の構築を先送りにし、その後も熔融燃料と地下水の接触を断つ遮水壁の構築を見送った東京電力役員の決定的な判断ミスにあることは明らかである。

このような典型的な有害物質の排出行為が、公害罪法違反に問えずして、どのような行為が公害罪にあたるのか。いまでも、東京電力は証拠隠滅工作を行っている疑いが強い。

福島県民、日本国民、そして世界中の市民の怒りを形とし、汚染水対策を先送

りにし、手遅れによって大規模汚染水流出を招いた東京電力とその役員に対して、起訴相当＝強制起訴の議決を下されるよう、求めるものである。

第9 タンクからの漏洩と地下水による汚染拡大は公害罪法3条違反の犯罪である。

1 環境基本法13条

(1) 放射性物質の汚染

「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」において、放射性物質による汚染が含まれるかどうかの問題となる。

たしかに、かつて環境基本法は、放射性物質による汚染の防止の措置を原子力基本法体系に委ねており（環境基本法13条）、水濁防止法、大気汚染防止法、土壌対策基本法の適用を除外していた（平成24年に13条は削除）。

しかし、公害防止を目的とする公害罪法において、放射性物質による汚染を排除することは明記されていなかった。

いずれにせよ、福島原発事故後の法改正により、放射性物質による汚染が環境基本法の対象であることは明記されるに至った。

(2) 法の解釈

本件漏洩は公害基本法が改正されたあとも引き続いて発生していたのであるから、法改正後の漏洩に公害罪法が適用されることには疑いがない。さらに、法改正以前の漏洩についても、放射性物質による汚染も公害罪法の対象に含まれると解釈すべきである。そもそも、同条文は汚染の防止措置を原子力基本法に委ねただけであって、汚染の処罰までを委ねたわけではない。しかも原子等規制法等原子力基本法体系には原子炉等の運転上の過失によって公共の危険を惹起したことを罰する規定がない。

したがって、環境基本法改正前の公害罪法は放射能による汚染には適用されな

いと解釈すると、他の有毒物による汚染は処罰される一方、放射性物質による環境汚染のみが刑事的に不処罰ということになる。これは極めて不均衡なことと言わなければならない。

(3) 結論

以上より、本件には公害罪法の規定は適用される。

2 「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条）といえるか。

(1) 放射能の大量放出

本件において、汚染水の漏洩は、被告訴人らの善管注意義務違反の過失により起こったものである。

このような行為による放射能の大量放出が、「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条1項）したといえるかどうかが問題となる。

(2) 判例について

「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し」とは、同法制定の趣旨・目的、その経過、右規定の文理等に徴すると、工場又は事業場における事業活動の一環として行われる廃棄物その他の物質の排出の過程で、人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に何人にも管理されない状態において出すことをいうものと解するのが相当であるという判例がある（最判昭和62年9月22日刑集41巻9号22頁）。

しかし、このように、判例が「事業活動に伴って排出」を狭く解し、同条がいわゆる事故型公害に適用されることがほぼ困難となったことには強い批判がある。

上述の判例においても、「事業活動に伴って排出」には、上述のほか、これと不可欠かつ密接に結びついている準備的、付随的な事業活動も含まれると解すべ

きとの長嶋裁判官の反対意見がある。

(3) 事業活動に伴う排出

仮に、前記判例のように解したとしても、本件排出が事業活動に伴う排出に当たることは明らかである。

たしかに、事故時の爆発による放射性物質の排出については、判例のような事業活動中の一環として行われたと言えるかどうかには争いがある。

しかし、溶融した炉心の循環冷却システムが活動を始めてからは、定常的な放射性物質の漏洩防止のためのシステムが、運営され、これを確実に維持し、弱い箇所については補強や取り替えを実施しながら、漏洩を起こさないように管理していくことが、東京電力の事業活動そのものとなったのである。

また、本件の漏洩は、事故対策が一応収束し、平成23年(2011年)末には民主党野田政権が事故収束を宣言した後にも続いていたのである。

本件の漏洩を事故時の漏洩と同視することは許されない。

(4) 結論

以上により、本件告発に係る汚染水の漏洩は、「事業活動に伴って排出」(公害罪法3条1項)したものといえる。

第10 公訴時効

刑事訴訟法253条1項に規定された公訴時効の起算点たる「犯罪行為が終わった時」の「犯罪行為」とは、「刑法各本条所定の結果をも含む趣旨と解するのが相当」というのが確立した判例である(最決63・2・29集42巻2号314頁)。また、大阪高判平成16年4月22日では、インターネット電子掲示板上の名誉毀損につき、被告人が記事の削除依頼をして、自らの先行行為により躍起させた被害発生 of 抽象的危険を解消するために課せられていた義務を果たしたと評価でき

るまで、名誉毀損の犯罪は終了しておらず公訴時効は進行しない旨の判示をしている。

本件について、告発事実第1では、汚染水を漏えいさせたのは平成25年（2013年）7月頃となっているが、漏えいした汚染水（放射性物質）は現在も海洋を漂い、公衆の生命、身体に危険を生じさせ続けているのであって、被告発人らはこれを除染する等危険を解消するための義務を果たしたとは評価できないから、「犯罪行為」は未だ終了していない。

告発事実第2では、被告発人らの行為により、現在も原子炉施設から汚染水（滞留水）は漏えいし続けているのであるから、「犯罪行為」は未だ終了していない。

よって、いずれの犯罪行為についても、時効は進行しておらず、公訴時効は完成していない。

第11 結論

汚染水が大量に海洋に漏洩していたにもかかわらず、このことが国民とりわけ福島県民には国政選挙終了まで知らされていなかった。事故の早期の収束を願ってきた福島県民・日本国民の願いは踏みにじられ、復興に立ち上がろうとする被害者の心を折るものと厳しく批判されている。

検察官は、「本件活動は滞留水の封込めといえるから『排出の過程』とは言えない」という驚くべき論法を持ち出した。しかし、完全な封込めなど実現できておらず、告示濃度を上回る漏洩が継続してきた。海側遮水壁を封鎖し、トレンチからの流出を止めたのは平成27年（2015年）であり、サブドレン、地下水ドレンでは高濃度の汚染データがでている。

汚染水に含まれる放射性物質は膨大であり、太平洋全体の汚染が懸念されている。この汚染水の漏洩は、事故収束と汚染水管理の責任を負っている東京電力・同社役員が必要な初歩的な注意義務を怠り、無策のまま、対策を先送りしたことによるものであり、公害罪法違反の犯罪である。東京電力が、事業活動に伴って

人の健康を害する物質を排出したことは明らかであり、責任を負うべき役員たちと法人の刑事責任は法廷で問われるべきであると考え、本申し立てに及んだ。

第 1 2 立証方法（甲号証）

甲 1 の 1 日 隅一雄・木野龍逸「検証福島原発事故・記者会見」（2012年 岩波書店）の 6 章

甲 1 の 2 同「検証福島原発事故・記者会見 2」（2013年 岩波書店）の 1 章

甲 2 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 9 日 読売新聞，産経新聞

甲 3 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 9 日 日本経済新聞

甲 4 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 0 日 日本経済新聞，産経新聞，東京新聞

甲 5 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 0 日 朝日新聞，毎日新聞，東京新聞

甲 6 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 3 日 日本経済新聞

甲 7 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 8 日 毎日新聞

甲 8 平成 2 5 年（2013年）7 月 2 6 日 産経新聞

甲 9 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 5 日 毎日新聞

甲 1 0 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 8 日 毎日新聞

甲 1 1 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 9 日 毎日新聞

甲 1 2 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 2 日 東京新聞

甲 1 3 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 2 日 日本経済新聞

甲 1 4 日本弁護士連合会 会長声明

甲 1 5 平成 2 5 年（2013年）8 月 2 8 日 新潟日報

甲 1 6 の 1 平成 2 3 年 6 月 1 3 日 東京電力作成の「地下バウンダリの基本仕様について」

甲 1 6 の 2 同日付作成と推定される東京電力作成の「地下バウンダリ」プレスについて

甲 1 6 の 3，4，5 甲 1 6 の 1，2 の毎日新聞の関連報道について

- 甲 1 7 欠番
- 甲 1 8 欠番
- 甲 1 9 欠番
- 甲 2 0 欠番
- 甲 2 1 朝日新聞「プロメテウスの罫」
- 甲 2 2 2014年2月13日 東京新聞インターネット記事
- 甲 2 3 の 1 2014年2月20日 日本経済新聞夕刊
- 甲 2 3 の 2 2月20日 東京新聞夕刊
- 甲 2 3 の 3 2月21日 朝日新聞
- 甲 2 4 の 1 2月23日 読売新聞,
- 甲 2 4 の 2 2月25日 東京新聞,
- 甲 2 4 の 3 2月25日 読売新聞
- 甲 2 5 の 1 特定原子力施設監視・評価検討委員会第一〇回会合資料4-2福島第一原子力発電所集中廃棄物処理施設焼却工作建屋留水の誤った移送について,
- 甲 2 5 の 2 特定原子力施設監視・評価検討委員会第一〇回会合参考3前回会合後に外部専門家から提出されたご意見
- 甲 2 6 2014年4月15日 朝日新聞
- 甲 2 7 の 1 4月17日 東京新聞,
- 甲 2 7 の 2 4月17日 朝日新聞,
- 甲 2 7 の 3 4月17日 産経新聞
- 甲 2 8 「福島第一原発における凍土遮水壁に関わる意見書」
- 甲 2 9 2014年4月17日 産経新聞
- 甲 3 0 東京第五検察審査会 2014年7月30日付議決書
- 甲 3 1 日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会シンポジウム第3分科会 基調報告書
- 甲 3 2 同 別冊資料集

甲 3 3 木野龍逸著「難航する汚染水対策—問題の先送りが事態を深刻にしていく」

『科学』 2014年8月号

甲 3 4 福島地検「東京電力福島第一原発の汚染水に係る公害罪法違反告発事件の
処理について」

甲 3 5 4月7日福島地検による本件不起訴処分についての説明会メモ

添付書類

疎明資料写 各1通

委任状 合計3通

以上